

平成24年9月第13回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成24年9月21日第13回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 鈴木洋子 | 2 番 高野孝一 |
| 3 番 熊田芳子 | 4 番 小野一雄 |
| 5 番 佐藤正司 | 6 番 安藤美重子 |
| 7 番 百井いと子 | 8 番 鈴木高行 |
| 9 番 鈴木邦昭 | 10番 渡邊健一 |
| 11番 四宮規彦 | 12番 高野進 |
| 13番 熊澤勇 | 14番 佐藤アヤ |
| 16番 鞠子幸則 | 17番 佐藤實 |
| 18番 安細隆之 | |

○ 不応招議員（1名）

- 15番 島田金一

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
企画財政課 復興管理専門官	山中松樹	用地対策課長	佐々木人見
税務課長	佐藤邦彦	町民生活課長	鈴木邦彦
福祉課長	阿部清茂	被災者支援課長	齋藤幸夫
健康推進課長	佐々木利久	農林水産課長	
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課長	酒井庄市	農業委員会 事務局長	東常太郎
会計管理者 兼会計課長	齋藤良一	都市建設課長	日下初夫
学務課長	遠藤敏夫	上下水道課長	作間行雄
監査委員	齋藤功	教育課長	岩城敏夫
		生涯学習課長	鈴木久子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
書記	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成23年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成23年度互理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成23年度互理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成23年度互理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成23年度互理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 9号 平成23年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第10号 平成23年度互理町水道事業会計決算認定について
(以上10件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第13 議案第89号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第90号 教育委員会委員の任命について

日程第15 議案第91号 教育委員会委員の任命について

日程第16 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程第17 委員会の閉会中の先進地調査申し出について

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

また、本日の会議は広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し出を許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番 島田金一議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 鈴木高行議員、9番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案3件が提出されております。

第2、決算審査特別委員会委員長から審査報告書を受理しております。

第3、各常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報調査特別委員会から閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第4、各常任委員会、議会運営委員会から先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第 2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 邦 男 君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

今回、追加議案としてご提案申し上げますのは人事案件 3 件であります。よろしく審議方、お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第 89 号、議案第 90 号、議案第 91 号 互理町教育委員会委員の任命についてであります。現在任命しております 5 名の教育委員会委員のうち、平成 24 年 9 月 30 日をもって任期満了となる 2 名についての再任、また 1 名の委員が申し出により退任となるため、その後任として玉田俊一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ、慎重ご審議賜りまして、原案どおり同意くださいますようお願いを申し上げます。追加議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1 号 平成 23 年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第 12 認定第 10 号 平成 23 年度互理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上 10 件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第 3、認定第 1 号 平成 23 年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 12、認定第 10 号 平成 23 年度互理町水道事業会計決算認定についてまでの以上 10 件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。

委員長、登壇。

〔決算審査特別委員会委員長 小野一雄君 登壇〕

決算審査特別委員会委員長（小野一雄君） おはようございます。

決算審査特別委員会の委員長の小野であります。

私のほうから、決算審査報告書を報告いたしますが、皆さんに配付しております委員会審査報告書を読み上げまして報告にかえたいと思います。

平成24年9月21日、亘理町議会議長、安細隆之殿。決算審査特別委員会委員長、小野一雄。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。付託事件。認定第1号 平成23年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成23年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成23年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成23年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成23年度亘理町水道事業会計決算認定について。

審査の経過。第13回亘理町議会定例会の8日目に当委員会に付託されました、平成23年度亘理町一般会計歳入歳出決算外9件の認定案を審査するため、9月14日から9月20日までの4日間、委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

（1）方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亘理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおり執行されたかどうかを審査いたしました。

(2) 経過。9月14日金曜日、認定第1号 平成23年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳入全部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月18日火曜日、認定第1号 平成23年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。

認定第3号 平成23年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月19日水曜日、認定第2号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 平成23年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 平成23年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 平成23年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 平成23年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 平成23年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 平成23年度亶理町水道事業会計決算認定審査。

9月20日木曜日、現地調査。

(3) 審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査を行った結果、各種会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上、報告いたします。

議長 (安細隆之君) 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの以上10件は、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって4日間審査したのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (安細隆之君) 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成23年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (安細隆之君) 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成23年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 平成23年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 平成23年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成23年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 平成23年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 平成23年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成23年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 平成23年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 平成23年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 平成23年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成23年度亙理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 平成23年度亙理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 平成23年度亙理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

次の日程に入る前に、岩城敏夫教育長から一身上に関する議案に鑑み退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔教育長 岩 城 敏 夫 君 退場〕

日程第13 議案第89号 教育委員会委員の任命について

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第89号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第89号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平成24年9月30日をもって任期満了となる次の者について、引き続き教育委員会委員に任命したいと存じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきご提案を申し上げたところでございます。

住所につきましては亙理町逢隈神宮寺字一郷114番地7、氏名は岩城敏夫、生年月日は昭和22年4月19日でございます。

経歴、学歴、そして職歴、その他の内容等についてはご案内のとおりでございます。

そういう中で、岩城氏は平成20年10月に教育委員会委員に就任されてから、現在まで1期4年にわたりまして教育委員会委員としてご尽力をいただいております。

そこで、これまでの実績と教育行政に精通されたすぐれた識見を有し、人格高潔である岩城氏に引き続きご就任いただくことが本町教育行政の進展と東日本大震災からの復旧復興のために有効であると考えご提案申し上げたところでございます。

議員各位のご同意方、よろしくお願いを申し上げまして提出議案のご説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第89号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第89号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

議案第89号の採決が終わりましたので、岩城敏夫教育長に入場していただきます。

〔教育長 岩 城 敏 夫 君 入場〕

日程第14 議案第90号 教育委員会委員の任命について

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第90号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） 5ページお開き願いたいと思います。

それでは、議案第90号についてご説明を申し上げます。

この教育委員会委員の任命についても、平成24年9月30日をもって任期満了となる次の者について、引き続き教育委員会委員に任命したいと存じまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきましてご提案申し上げたところでございます。

住所につきましては亙理町逢隈牛袋字西河原60番地3、名前は佐藤正行、生年月日は昭和24年12月14日でございます。

次のページに経歴書ということで学歴、職歴、その他については以上のとおりでございます。

佐藤氏は、ご案内のとおり平成23年6月に教育委員会委員としてご就任されてから現在まで1年4カ月にわたる教育委員会委員としてご尽力をいただいております。前任者が会社の異動によって中途退職されたということで、残任期間ということでの内容で1年4カ月になったわけでございます。

そこで、これまでの実績と教育行政に精通されたすぐれた識見を有し、人格高潔である佐藤氏に引き続きご就任いただくことが、本町教育行政の進展と東日本大震災からの復旧復興のために有効であると考え、ご提案申し上げさせていただきますし

た。議員各位の同意方、よろしくお願ひいたします。

以上、説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより議案第90号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願ひます。

起立全員であります。よって、議案第90号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第15 議案第91号 教育委員会委員の任命について

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第91号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第91号についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります鈴木光範氏から、一身上の都合によりまして教育委員の道を後進に開きたいとの考えから、平成24年9月30日付をもって退任したいとの願ひが先日出されました。

鈴木氏には、平成18年10月から6年間にわたり教育行政はもとより各行政分野で活躍をいただき、非常に残念ではございますが、事情をやむを得ないと考え鈴木氏の申し出をお受けすることといたしたところでございます。

そこで、熟慮の結果、その後任といたしまして次の者が適任と考え教育委員会委員に任命したいと思ひますので、議会の同意を求めますのでございます。

それでは、議案の内容についてご説明を申し上げます。

住所は亙理町長瀬字長井戸41番地、名前は玉田俊一、生年月日は昭和28年8月22

日でございます。

経歴については、次のページでございますとおりでございますけれども、昭和47年3月に宮城県白石工業高等学校建築科を卒業され、その後、民間会社に勤務され、現在は自営で設計業を営み、ご活躍されております。

玉田氏は、この経歴にありますとおり吉田小学校、亘理中学校PTA会長に就任されており、保護者の立場で教育行政の青少年の健全育成などに携わり、また吉田西部地区のまちづくり協議会の副会長にも就任されております。地域のコミュニティーの振興、発展にご尽力をいただいております。

そこで、これまでの多方面にわたる実績と教育行政に精通されたすぐれた識見を有し、人格高潔である玉田氏にご就任いただくことが、本町教育行政の進展に有用であると考え、ご提案申し上げたところでございます。

議員のご同意方、よろしく願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第91号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。
この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第91号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（安細隆之君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規

則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第17 委員会の閉会中の先進地調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第17、委員会の閉会中の先進地調査申し出についての件を議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年9月第13回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 高 行

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭